

令和2年5月25日

小学校の保護者の皆様へ

貝塚市教育委員会
貝塚市学校給食会

小学校給食費の徴収について

向夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の学校教育にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年3月より小学校が臨時休業となり、以降何度か学校再開が延期となる状況が続きましたが、学校からの連絡に対し柔軟にご対応いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日から12日までの2週間、1クラス20名程度の分散登校を実施し、3日から給食を再開することとなりました。

そこで、給食費の徴収について、下記のとおりお知らせさせていただきます。

なお、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

記

【令和2年5月以降の給食費の徴収について】

- 1 給食の中止期間（令和2年3月分から5月分まで）は、給食費の保護者負担はありません。
- 2 5月分の給食費については一旦引き落とされますが、6月分の給食費にあてることとし、6月分は引き落としいたしません。
- 3 部分登校の実施により、6月の給食回数は通常よりも少なくなる予定です。
その回数に応じて給食費を減額することとし、減額分は以降の給食費で調整する予定です。
- 4 今年度は夏季休業期間を短縮する予定であることから、8月分の給食費を徴収する場合があります。

貝塚市教育委員会教育総務課
電話 433-7106